



厚生労働省発医政0611第6号  
平成24年6月11日

各 都 道 府 県 知 事  
公益財団法人 日本中毒情報センター理事長  
公益財団法人 日本医療機能評価機構理事長  
一般社団法人 日本医療安全調査機構理事長  
独立行政法人 国立病院機構理事長  
株式会社 ニチイ学館代表取締役社長

殿

厚生労働事務次官



医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金の国庫補助について

医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金の国庫補助金の交付については、平成23年3月31日厚生労働省発医政0331第31号本職通知の別添「医療施設等施設整備費補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成24年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、都道府県知事におかれては、本通知中、市町村等に対し国庫補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村等に対する周知につき配慮願いたい。